

「市民生活応援 デジタル地域ポイント給付事業」におけるマイナンバーカードによる本人認証を給付要件とすることの憲法及び地方自治法との整合性について

「市民生活応援 デジタル地域ポイント給付事業」において、京都ポイントの給付に当たり、マイナンバーカードを活用した本人認証を要件とすることは、以下の理由から、憲法第14条及び地方自治法第10条第2項の趣旨である平等原則に反するものではないと考える。

- 本事業において、限られた財源の中で確実かつ迅速に対象者へ給付を行うとともに、偽造やなりすましなどの不正受給や重複給付を防止し、書類の確認等の事務コストを大幅に削減するという目的を達成するために、最も信頼性の高い本人確認の手段であるマイナンバーカードの公的個人認証を採用することは、正当かつ合理的な手段だと考えている。
- また、マイナンバーカードの取得についても、全ての市民に等しく無料で取得する機会が開かれており、未取得者に対する取得支援策や代理での手続などの様々な手段を確保している。